

函館市家族介護者交流事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、日帰り旅行・施設見学などを活用した介護者相互の交流会（以下「交流会」という。）に参加させることにより、介護から一時的に解放し、心身の元気回復（リフレッシュ）を図ることを目的とする家族介護者交流事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、事業の全部または一部を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者と認める者に委託することができる。

(実施内容)

第3条 事業の内容は、交流会（情報交換会）、介護方法に関する相談・指導、介護技術の習得支援を日帰り旅行、施設見学などを通して実施する。

(参加対象者)

第4条 参加対象者は、要介護高齢者等を現に介護している家族とする。

(費用の負担)

第5条 この事業に要する費用は、予算の範囲内において市が負担する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。